

第19期

第36回

# 総会議事録

令和6年3月18日

1. 開催年月日 令和6年3月18日(月)

2. 開催場所 5-2会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	出席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15			
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17			
18	伊藤城治	欠席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉 村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時07分

8. 閉会宣言 15時02分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

---

署名人

岩崎 幸夫

---

署名人

伊藤 城治

---

事務局	<p>ただいまより、第36回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>こんにちは。暖かいと思ったら寒くなってきたり、いきなり雪が飛んできたり大変な気候でした。</p> <p>まもなく皆さんも忙しくなると思いますので健康には充分気を付けていただきたいと思います。</p> <p>では本日もよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>2番 岩崎 幸夫 委員</p> <p>18番 伊藤 城治 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>正誤表をご覧ください。議案訂正がございます。</p> <p>議案書の2ページをお開きください。</p> <p>逢瀬6番の10a当りの価格欄下部の契約期間でございますが、空欄になっておりますが、正しくは「期間10年」になります。</p> <p>次に、議案書の12ページをお開きください。</p> <p>事業計画変更後の喜久田の番号が「3番」になっておりますが、</p>

	<p>正しくは「1番」になります。 お詫びして訂正いたします。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては、 委員が受け人になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議長	古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 渡し人は5年ほど前に夫を亡くし、農地を他の人に貸していましたが、借りていた人が作付けできなくなり、近くに住んでいる受け人に譲渡することになりました。 受け人と妻が農作業に従事し、水稻を作付けします。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について

	<p>許可と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する。)
議 長	<p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>渡し人と受け人は同居している親子です。</p> <p>申請の事由は、高齢化、農業開始です。</p> <p>3月6日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>また3月11日に現地を確認しましたが、適正に管理されていました。</p> <p>受け人は会社勤めをしながら、これまでも長年農業を手伝っており、実質的に農業を行っていました。</p> <p>開始後は受け人と妻、父親が農作業に従事します。</p> <p>全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件に問題はないと思われます。</p> <p>また特別栽培等の研究など農業に対する意欲も感じられました。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>2番 1件について</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について</p> <p>許可と決めます。</p> <p>次に、3番と4番の 2件について付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>

3番と4番の2件について、調査の結果を報告いたします。  
まず3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、  
記載のとおりです。申請の事由は、高齢化、経営拡大です。  
3月1日に現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。  
農機具は自己所有の物を使用し、農作業は受け人と妻が行い、  
水稻を作付けします。  
申請地は農地として適正に管理されています。  
調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、  
地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  
該当する事項はありませんでしたので  
許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に4番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、  
記載のとおりです。  
申請の事由は、高齢化、農業開始です。  
3月7日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、  
事務局職員とともに事前審査会を行いました。  
農機具は貸人から借り受けて使用し、農作業は借人と妻が行い、  
農機具の貸借契約書も添付されています。  
自分で食べる分を自分で作りたい、また実家から手伝いの  
要請もあり、指導を受けながら水稻を作付けし、栽培の  
勉強をしたいとのことです。  
これらの農地について、現地調査をしましたが、  
周辺農地との調和要件に問題はありませんでした。  
認められます。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、  
地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  
該当する事項はありませんでしたので  
許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの報告について、  
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 3番と4番の 2件について

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、3番と4番の 2件について許可と決します。</p> <p>次に、5番と6番の 2件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>5番と6番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 3月15日に現地調査を行い、申請地は適正に管理されておりました。 取得後は受け人が農作業に従事します。 農機具を所有しており、適正に管理すると認められます。</p> <p>次に6番ですが貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 3月6日に現地確認し、7日に事前審査会を佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに行いました。 借人は土木工事業を営み、産業廃棄物の再生処理などを行っております。 今回農業開始により、もみ殻などの処理の技術や研究を行う予定です。申請地は適正に管理されておりました。 農作業は従業員7名が水稻栽培にあたります。 農道、水路、獣害対策など地域の取り組みに参加し、遵守することを確約しております。</p> <p>調査の結果、5番、6番ともに農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	5番と6番の 2件について



	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、5番と6番の2件について許可と決します。  次に、7番1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
吉田職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一委員	7番1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 3月6日、事前審査会を開催しました。 また7日に現地を確認して来ました。 使用借人の従業員2名が農作業に従事します。  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理されており また全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	7番1件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、7番1件について 許可と決します。 議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。  次に、8番1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。

事務局	<p>8番 1件について、調査の結果を報告いたします。  渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。  申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。  受け人と2人の息子が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると  認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>8番 1件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について  許可と決します。</p> <p>次に、9番から11番までの 3件について、付議いたします。  濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>9番から11番までの3件について、調査の結果を報告いたします。  まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、  記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、農業開始です。  3月6日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、  事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>受け人は以前より同居する義母の農地で農業を手伝っており、  今回隣接する渡し人より譲渡の話があった申請地を取得するために  農業開始しました。</p> <p>申請地には水稻を栽培し、農機具は義母から借ります。  以前から義母の農地を手伝っていたことから地域との  調和要件に問題ないと思われます。</p>

調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、高齢化、農業開始です。

3月6日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

受け人は申請地に隣接する山林を所有しており、山林を管理しながら申請地を借り受け、自家消費野菜を栽培していました。

下限面積が廃止になって、農地を所有できることを知り、今回の申請に至りました。

以前から耕作していたこともあり、地域に居住していることから地域との調和要件も問題ないと思われます。

調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に11番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

受け人は申請地の近隣に農地を所有しており、申請地も以前から管理していました。

渡し人が高齢になり、後継者もいないため譲渡することにしました。

受け人は以前から近隣農地を耕作し、地域の役職も多く引き受けていますので地域との調和要件は問題ありません。

調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番から11番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、9番から11番までの 3件について許可と決めます。</p> <p>次に、12番から15番までの 4件について、付議いたします。北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和委員	<p>12番から14番までの4件について、調査の結果を報告いたします。まず12番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。3月15日に現地確認と渡し人に話を聴いて来ました。対象の農地は現在も適正に管理し、水稻を栽培していますが、申請地が受け人が耕作する田んぼと1枚の田になっておりこれまで相対で貸借していましたが、今般正式な申請の手続きになります。</p> <p>受け人の住所は会津若松市ですが、実家が申請地の近くでこれまで適正に栽培管理を行っており、引き続き水稻栽培を受け人と妻で行います。</p> <p>ただ受け人はトラクターと防除機しか所有しておらず田植えと稲刈り作業は委託していますが、農地及び栽培管理は今まで通り受け人が行います。</p> <p>次に13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。受け人と妻が農作業にあたります。この農地は12番と反対で、申請農地は受け人が耕作する田と1枚の田んぼになっており、この農地も今回の申請により現状との整合性を取ります。</p> <p>次に14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。この農地は現在も適正に耕作及び管理していますが受け人の田と隣接しており、作業効率を高めるため、申請地も受け人が耕作したいとの申し出での申請です。</p> <p>次に15番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、</p>

	<p>記載のとおりです。受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>申請地は受け人が耕作する農地と1枚の田となっており          相対での貸借で受け人が耕作しておりました。</p> <p>この農地も今回の申請により、現状との整合性を取ります。</p> <p>ただこの受け人もトラクターと防除機しか農機具を持たず、          大型機械を要する作業は委託していますが、栽培管理は          受け人が行っています。</p> <p>調査の結果、4件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>12番から15番までの 4件について、          許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、12番から15番までの 4件について          許可と決めます。</p> <p>次に、16番から19番までの 4件について、付議いたします。          藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>16番から19番までの4件について、調査の結果を報告いたします。          まず16番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。          申請の事由は、子への贈与です。</p> <p>2月26日に現地調査を行ったところ、適正に管理されており          受け人も適正管理を確約しております。</p> <p>農作業常時従事要件についても同居する両親とともに          従事する予定です。</p> <p>地域との調和要件については、農地利用調整に協力する旨、          確約しており、また受け人家族及び地元農家が協力するので          問題はないと思われます。</p> <p>以上、農地の効率的かつ総合的利用の確保等に支障が          生ずる恐れはありません。</p>

次に17番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。  
申請の事由は、贈与による農業開始です。

渡し人は受け人のおばです。

受け人は農業開始後、夫とともに耕作するとのことことです。

3月6日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

また3月5日、現地調査をしたところ申請地は適正に管理されており、また同日受け人に聴き取りし適正管理を確約しております。

農作業常時従事要件については夫とともに従事する予定です。

地域との調和要件については、農地利用調整に協力する旨、確約しており、また近隣の農家が協力するので問題はないと思われます。

以上、農地の効率的かつ総合的利用の確保等に支障が生ずる恐れはありません。

次に18番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。  
申請の事由は農業廃止、農業開始です。

受け人は農業開始後、兄とともに耕作するとのことことです。

3月6日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

また2月26日に現地調査したところ、申請地は適正に管理されており、また同日受け人に聴き取り調査を行い、適正管理を確約しております。

農作業常時従事要件については兄とともに従事する予定です。

地域との調和要件については、近隣の農家が協力するので問題はないと思われます。

以上、農地の効率的かつ総合的利用の確保等に支障が生ずる恐れはありません。

次に19番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

	<p>申請の事由は高齢化、経営拡大です。</p> <p>2月26日に現地調査を行い、申請地は適正に管理されておりました。また同日受け人に聴き取り調査を行った結果、申請内容に誤りはありませんでした。</p> <p>農作業常時従事要件については受け人が10年以上、従事しており満たしております。</p> <p>地域との調和要件については、申請書及び現地調査を含め農地の効率的かつ総合的利用の確保等に支障が生ずる恐れはありません。</p> <p>調査の結果、4件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>16番から19番までの4件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、16番から19番までの4件について許可と決めます。</p> <p>次に、20番1件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>20番1件について、調査の結果を報告いたします。渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。受け人と妻、息子、娘、母親が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>20番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、20番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、21番から27番までの 7件について、付議いたします。松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>21番から27番までの7件について、調査の結果を報告いたします。まず21番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>3月7日、事務局会議室において事前審査会を行い、受け人の長男が出席しました。</p> <p>申請地は受け人の宅地に隣接しており、以前より受け人が果樹等を植え耕作しています。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしていると思います。</p> <p>次に22番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、高齢化、農業開始です。</p> <p>3月7日、事務局会議室において事前審査会を行いました。受け人と兄が出席しました。</p> <p>申請地は道路に面しておらず、侵入口がありませんが侵入口は兄の農地に面しており、許可後は兄の土地とともに耕作する計画です。</p> <p>現地確認の結果、適正に管理されており調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしていると判断しました。</p>



次に23番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。  
申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。

申請地は渡し人が耕作できないため、数年前から受け人が耕作しています。

受け人は申請地にアーチ型のパイプの棚を作り、ささぎやえんどう豆などの野菜を作っています。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしていると思います。

次に24番と25番です。受け人が同一に関連していますので一括して報告します。

申請人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は、高齢化、相手方要望です。

どちらの渡し人も農業ができないので、農地の処分を依頼されての申請です。

受け人は個人名での取得ですが、農地所有適格法人の代表にもなっております。

現地調査の結果、申請地は適正に管理されています。

次に26番と27番ですが、これも受け人が同一なので一括して報告します。

申請人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、農業開始です。

3月7日、事務局会議室において事前審査会を行い、受け人と妻が出席しました。

受け人は親と工務店を営んでいます。申請地を手放したいとの話があり、工務店を営みながら農業したいとのこと。

すべて、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただいまの報告について、  
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長	21番から27番までの 7件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、21番から27番までの 7件について 許可と決めます。</p> <p>次に、28番から32番までの 5件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>28番から32番までの 5件について、調査の結果を報告いたします。 まず、28番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に、29番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、非農地との交換です。 受け人と妻、息子、息子の妻が農作業に従事します。</p> <p>次に、30番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に、31番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人と両親が農作業に従事します。</p> <p>次に、32番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、労力不足、経営拡大です。 受け人と父親が農作業に従事します。</p>

	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>28番から32番までの 5件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、28番から32番までの 5件について許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は牛舎です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>3月12日に現地において、確認及び双方からの聴き取りを行いました。</p> <p>申請地は現有畜舎に隣接しており、周辺農地への営農条件の支障はないと考えられます。</p> <p>また申請目的実現の確実性につきましては、現在繁殖牛を約50頭出荷していますが、これを100頭に増やしたいとの計画です。</p> <p>補助事業の内報及び融資も決定しており、確実性に問題はないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。  タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で  農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める  農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき  土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、  農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する  農用地利用計画において指定された用途に供するために  行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。  以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、  許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。  これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。  佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。  この案件は1月の総会で許可したのですが、受け人が  共有名義で出されたものを取り消して、単独名義に変更するため  再度、提出されたものです。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。  申請の事由は分家住宅及び車庫です。</p>

	<p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>北側は本家の住宅で、東側は市道。西は分筆した本家の農地で南は水田で日照に問題はなく、農地の集団性を分断することはありません。</p> <p>雨水は自然透水及び既設側溝に排水します。</p> <p>汚水は合併浄化槽で処理後、西側側溝に排水します。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一团の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の</p>

	<p>決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>まず、9番と10番の2件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、</p> <p>委員が代表を務める会社が借人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>9番と10番の2件について、利用権設定の申請があり</p> <p>審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、適当と認められますが</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>9番と10番の2件について</p> <p>承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、9番と10番の2件について</p> <p>承認と決します。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する。)
議 長	<p>次に16番と26番、28番の3件について付議いたします。</p> <p>この件につきましては、私の同居の親族が借り人と</p> <p>借り人の会社の代表取締役になっておりますので、</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項による</p> <p>議事参与の制限に該当しますので</p> <p>議長を交代し、退席いたします。</p>
	(会長が退席する。)
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>

事務局	16番と26番、28番の3件について、利用権設定2件、 所有権移転1件の申請があり審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の要件を満たしており、適当と認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	16番と26番、28番の3件について承認と決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、16番と26番、28番の3件について、 承認と決めます。 退席委員の復席を求めます。
	(会長が復席する。)
吉田職代	議長交代します。
議長	議長交代しました。 次に、1番から31番までのうち9番と10番、16番、26番、28番の 5件を除く26件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	次に、1番から31番までのうち9番と10番、16番、26番、28番の 5件を除く26件について、利用権設定15件、所有権移転11件の 申請があり審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の要件を満たしており、適当と認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から31番までのうち9番と10番、16番、26番、28番の 5件を除く26件について、承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から31番までのうち 9番と10番、16番、26番、28番の5件を除く26件について 承認と決めます。 以上で、議案第3号を終わります。

	<p>続いて、議案第4号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>この案件は令和5年5月に許可したものの事業計画変更です。新たに配水管敷設工事を受注したため、期間延長を申請するものです。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>申請目的は水道工事に伴う一時転用です。</p> <p>現地の東と南側が道路で、北と西側は農地です。農地の形状を変えずに鉄板を敷きます。</p> <p>雨水は自然透水、汚水は仮設トイレを設置します。</p> <p>隣接する農地に対する障害はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、一時転用の後に農地として利用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われますのでご審議のほどよろしく願いいたします</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>1番 1件について</p> <p>承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
吉田職代	<p>異議ないものと認め、1番 1件について</p> <p>承認と決します。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p>



	<p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>1番の調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>2月26日、事務局職員と合同で現地調査を行いました。</p> <p>1筆目は20年以上耕作されておらず、太い樹木が生え山林化しています。</p> <p>2筆目も20年以上耕作されておらず、周辺も含め原野化しています。</p> <p>また現地には車両等が通る道はありません。</p> <p>本人に聴き取り調査を行い、申請に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>次に、2番から11番までの 10件について付議いたします。</p> <p>降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>2番から11番までの調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>3月1日、事務局職員と現地調査を行いました。20年前以上より耕作していません。農地としての利用は困難と判断しました。</p> <p>農地法第2条第1項の農地に該当しないと思われませんが</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	2番から11番までの 10件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番から11番までの 10件について、 非農地と決めます。  次に、12番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	12番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 2月29日、事務局職員2名と合同調査を行いました。 3筆とも昭和50年頃から作付けされておらず、山林化しており 周辺の農地も同様に山林化していました。 調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 農地法第2条第1項の農地に該当しないと思われませんが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	12番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、12番 1件について、 非農地と決めます。  次に、13番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	13番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 2月29日、事務局職員と現地調査を行いました。 表前172と283,285-2については竹と雑木でおおわれ、

	<p>農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>それから追越33と成神平52-30、52-34は、3年前まで牧草地として使用しており、非農地とは判断できませんでした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>13番の 追越33、成神平52-30、52-34の3筆については農地と判断し、表前172、283、285-2の3筆については</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、13番の 追越33、成神平52-30、52-34の3筆については農地と決し、表前172、283、285-2の3筆については非農地と決めます。</p> <p>次に、14番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>14番の調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>2月29日、事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>この土地は祖父の代から約40年、耕作しておらず現況はすべて竹林です。</p> <p>以上調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>14番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、14番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p>

	<p>続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号は農地中間管理機構から耕作者への貸し付け内容について定める農用地等利用集積計画案について郡山市長から意見を求められたのでお諮りするものです。</p> <p>計画案1番につきまして、借り受け人を変更するために農地中間管理機構と当初の借り受け人が合意解約した農地について新たな借り受け人に貸し付けるものです。</p> <p>計画の内容を調査したところ、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いたします</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番と2番の 2件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」</p>

	<p>次のとおり、1番から11番までの 11件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による 通知について」 次のとおり、1番から4番までの 4件について 通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「農地法第5条第1項の規定による 許可処分を取り消しについて」 次のとおり、1番 1件について 取消願いの提出があり、適当と認め取消したので報告する。 報告第4号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第4号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第36回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

## 第36回総会（令和6年3月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

32件で、 田 53, 831.88㎡ 畑 11, 770㎡ でした。

第5条 農地の転用は

2件で、 牛舎1件、分家住宅1件 でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。